

看護基礎教育における倫理指針

令和8年3月

一般社団法人 日本看護学教育学会

目次

第Ⅰ章 看護基礎教育における倫理指針の目的と基本方針	1
1. 看護基礎教育における倫理指針の目的.....	1
2. 倫理指針の適用範囲.....	1
3. 看護基礎教育における倫理的課題を踏まえた基本方針.....	2
4. 実習施設の責務の擁護と学修環境の調整.....	3
5. 教育者等の教育活動を通じた学生の倫理的感受性・倫理的判断の育成.....	3
第Ⅱ章 学生の学修に関わる教育者等の責務	5
1. 学生の学修者としての権利.....	5
2. 学生の学修に関わる教育者等の責務と基本的姿勢.....	5
3. 看護基礎教育の実践における倫理原則.....	6
4. 学生の学修に関わる教育者等・組織の資質向上に対する努力.....	7
第Ⅲ章 看護技術の実施における配慮	9
1. 実習における配慮.....	9
2. 学内演習及び学内実習における配慮.....	10
第Ⅳ章 暴言・暴力、ハラスメント等の防止	11
1. 暴言・暴力、ハラスメントが生じやすい環境について理解する必要性.....	11
2. 暴言・暴力、ハラスメントによる加害の防止.....	11
3. 暴言・暴力、ハラスメントの発生への対応.....	12
4. 看護基礎教育機関としての体制構築の必要性.....	12
5. 被害時の対応における倫理的配慮.....	12
第Ⅴ章 個人情報保護	13
1. 個人情報保護の重要性とその必要性.....	13
2. 実習等における看護の対象者の個人情報保護.....	14
第Ⅵ章 看護基礎教育における倫理教育	15
1. 倫理的感受性・倫理的判断とは.....	15
2. 倫理的感受性・倫理的判断の対象者.....	15
3. 倫理的感受性・倫理的判断を育み高めるために.....	16
4. 倫理的感受性を活かした看護教育実践（講義・演習・実習・課外・社会・家庭）....	17

第 I 章 看護基礎教育における倫理指針の目的と基本方針

1. 看護基礎教育における倫理指針の目的

1) 目的

本指針は、「看護学教育の発展を図り、看護職者による専門的な活動の質向上に寄与すること」を定款に掲げている一般社団法人日本看護学教育学会として策定するものである。その目的は、看護基礎教育に携わる全ての教員、教育機関の職員、実習指導関係者、実習施設の職員（以下、教育者等とする）が、学生に対して行う教育活動の倫理指針および学生の倫理的感受性・倫理的判断を育むための基本的考え方を示すことにある。高い倫理的感受性・倫理的判断をもった人材の育成は、将来的に社会への貢献に資するものである。

2) 看護基礎教育における主な倫理指針

日本看護学教育学会は、看護基礎教育における 5 つの倫理指針を設ける。これらの倫理指針は、医療倫理の 4 原則（自律尊重・無危害・善行・正義）ならびに関連する法律等に基づくものである。

- 看護基礎教育に携わる教育者等は、学生を、人格を有する個人として尊重し多様性を認め、人間としての価値や尊厳を擁護するとともに、学生の教育を受ける権利を保障し、学生の特徴や個性を踏まえた多様性に基づく教育の実践と公平・公正な成績評価を行う。（第 II 章 学生の学修に関わる教育者等の責務）
- 看護基礎教育に携わる教育者等は、学生の看護技術の実施水準を明確にし、実施の可否を適切に判断するとともに、看護の対象者（患者・家族等）と学生の権利と安全性を確保する。（第 III 章 看護技術の実施における配慮）
- 看護基礎教育に携わる教育者等は、看護基礎教育の場が暴言・暴力、ハラスメントの生じやすく、顕在化しにくい環境であることを理解し、暴言・暴力、ハラスメントに関する意識啓発と防止のための環境・体制づくりを行うとともに、被害発生時には適切に対処する。（第 IV 章 暴言・暴力、ハラスメント等の防止）
- 看護基礎教育に携わる教育者等は、教育活動や看護実践活動における個人情報 の性格と重要性を十分認識し、情報倫理を遵守するとともに、学生への情報倫理に関する教育に努める。（第 V 章 個人情報の保護）
- 看護基礎教育に携わる教育者等は、学生のロールモデルであることを認識し、教育活動における倫理を遵守するとともに、看護基礎教育のあらゆる学修の機会を通して学生の倫理的感受性や倫理的判断を育むように努める。（第 VI 章 看護基礎教育における倫理教育）

2. 倫理指針の適用範囲

本指針は、看護基礎教育に携わる教育者等が、教育活動において対象となる学生の人権を尊重し、成長発達を促進できるよう、行動規範となる看護基礎教育における倫理について示すものである。その実現に向けて、看護基礎教育に携わる教育施設及び実習施設等が組織的に支援を行い、倫理的な学修環境づくりに取り組むために本指針を活用することを期待する。看護基礎教育に携わる教育者等が自らの教育活動の基軸とし、かつ組織のインテグリティ（誠実さ）を高め、看護基礎教育の倫理を考える上で手引きとして活用されるものである。

3. 看護基礎教育における倫理的課題を踏まえた基本方針

1) 学生の人権の尊重

看護基礎教育の目的は看護師等の専門職の育成にあり、教育者等は、教育者（評価者）の立場に加えて、看護経験においても初学者である学生に対して優位性が生じる。教育者等が無意識にも看護職あるいは学修者としてのあるべき姿を学生に重ね、学生の独自性を否定し、教育者等の看護観や教育観に同化させようとする危険性があり、学生の人権の尊重が脅かされやすい状況がある。学生は、個人としても、学修者としても尊重されなければならない。教育者等の「学生のため」という考え方のもとに学生を教育者等が抱く学修者としてあるべき姿へ誘導しようとするのを防ぐためには、学生を独立した存在である「他者」として承認する「他者性の尊重」という倫理的努力が求められる。

2) 学生の学ぶ権利の保障

看護は実践の科学であり、看護基礎教育には、思考力や判断力の育成のみならず、体験の機会を重視した実践能力育成が求められていることから、臨地での体験が必要不可欠である。看護基礎教育のカリキュラムは、講義・演習での学びを実習において実践し、また、実習での体験をもとに講義・演習で知識・技術を確認する、というように講義・演習と実習における学修が往還し、かつ、らせん状に進行するように構成されている。したがって、実習は、本来は看護師等の国家資格を有する者が行うことを、学修途上にある資格取得前の学生が実施するという特殊な状況が生じる。一方、実習の場に目を向けると、生殖医療・再生医療・移植医療・遺伝子医療等の高度最先端医療技術の実用化が進むことにより新たな倫理的課題が生まれている。また、高齢多死社会における「望ましい最期」について議論される等、保健・医療における倫理的課題は多岐にわたり複雑さを増している。さらに基本的人権の尊重のもとに、個々人の多様性を尊重し「自分らしさ」を大切にす社会的な潮流に伴い、看護の対象者の権利意識は高まっている。つまり、看護の対象者の権利の擁護や看護の質を担保するという理由から、資格を有さない学生の臨地における学修活動は制限や制約を受けやすい傾向にある。

教育者等は、学生の学ぶ権利を保障し、学修目標への到達や学生としての成長を実感できるようにするために、教育に関わる人々の理解と協力が得られるよう日頃の教育活動の成果を可視化し、実習関係者に継続的に働きかける必要がある。

3) 学生と教育活動に関わる人々との関係性

教育の場において、教育者等と学生は、教育者（評価者）と学修者（被評価者）という成り立ちから対等になりにくい関係性がある。また、少人数や身体的接触機会のある学習形態が多く用いられており、教育者等と学生との関係性が築きやすい反面、その関係の解消が困難な閉塞した状況に陥る可能性がある。さらに評価においては、学生に客観的評価基準を示すことが難しい側面があるため、時に学生から恣意的にとらえられることがある。このような狭小な範囲における対等になりにくい関係性は、ハラスメント等により学生を害する事態へと進展する可能性がある。この関係性は、学生と看護の対象者等においても同様であり、資格を有さない学生は弱い立場に置かれやすい。

現代の学生は、物質的に満たされているため自立や競争の必要が少なく、学生自身が傷つかないように、そして他者を傷つけないように浅い人付き合いを求め葛藤の経験が少ない傾向に

あり、学生に求められる能力とのギャップが広がっていると指摘されている。教育者等は、学生の成長および能力を信じ、看護職となるための自覚を涵養する必要があるとともに、学生と教育者等の関係性を踏まえ、ハラスメント等が起こり得る状況を理解し、その防止に努めることが求められる。

4) 学生の個人情報保護の遵守と学生への情報倫理教育の必要性

教育者等は、成績、健康情報、生活や家庭状況等の学生に関する個人情報を、学生の学修・生活指導に活かす目的で使用する。しかし、指導のためという名目で、学生の同意を得ずに他の教育者等と学生の個人情報を共有している可能性がある。近年では教学マネジメントにおいて学生の成績等を経時的にかつ詳細に分析することから、学生の個人情報の取扱いについてのガイドラインを整備、遵守し、より慎重な取り扱いにより信頼を損なわない行動が求められる。

また、実習では看護の対象者の多くの個人情報を扱うことから、教育者等はもとより学生もその保護に努めなければならない。しかし、IT (Information Technology) 環境の充実により多種多様な情報源からの情報を容易に入手でき、SNS (Social Networking Service) を通して個人的な情報を発信することが日常である社会にいる学生は、個人情報のやり取りに関する感度の低下が懸念される。教育者等は、匿名性を守り、個人情報の記載を最小限にした記録様式を使用する等により、個人情報の守秘に努めるとともに、学生の情報倫理を高める教育を行う必要がある。

4. 実習施設の責務の擁護と学修環境の調整

実習施設となる保健・医療・介護・福祉施設は、法的根拠に則り地域社会に対して果たすべき責務がある。また、それぞれの施設は、組織としての規範や規則に基づく組織運営をすることで、機能を発揮し住民（利用者）の利益を守る。一方、看護基礎教育における実習施設は、看護職の人材を育成する重要な教育の場である。実習施設は、看護ケアを提供する場に資格を有さない学生を受け入れ、住民（利用者）への質の高い看護ケアの提供を担保しつつ、学生の教育の充実を図らなければならない。しかし、住民（利用者）の利益が優先されるため、学生の学修機会が制約される可能性がある。したがって、教育者等は、実習施設と看護基礎教育機関との十分な調整を行い、実習指導に関わる人々との連携・協働による指導体制を構築して、実習環境を整備する。また、学生の学修の習熟度を高め、看護チームの一員としてケアに参画できる機会を調整し、学修目標に到達できるよう支援する。実習場所は実習科目ごとに異なることが多く、学生にとっては新たな環境であるため、施設の規範や規則を知り、人間関係を一から形成しなければならない。したがって、教育者等は、実習の早い段階で学生が看護ケアのチームの一員として実習環境に馴染むことができるよう、日頃からの調整・協働により、学修目標の到達に集中できる人的・物的環境づくりを行い、学生の心理的安全性を高めることが求められる。

5. 教育者等の教育活動を通じた学生の倫理的感受性・倫理的判断の育成

教育者等は、学生が個人としても学修者としても尊重され、学びの機会を得るという学生の権利を擁護する責務がある。そのためには、学生の教育に関わる多種多様な人々や実習施設の

責務や機能を踏まえて、連携・協働し教育活動を実践する。教育者等の教育活動における倫理的行動をロールモデルとし、学生の倫理的感受性や倫理的判断を育むことが求められる。

第Ⅱ章 学生の学修に関わる教育者等の責務

看護基礎教育においては、学生を人格を有する主体として尊重し、その学修権を保障することが重要である。学生の学修に関わる教育者等は、教育的責任と倫理的配慮のもと、学生の学びを支援する立場にある。本章では、学生の権利の法的根拠および看護基礎教育における教育者等の責務、さらに看護職養成に求められる倫理的原則と、それらを支える組織的取り組みについて述べる。

1. 学生の学修者としての権利

学生は、一人ひとりが人格と尊厳を有する存在として尊重されなければならない。学生は多様な背景（人種、年齢、性別、宗教、家族、価値観、障がい等）をもつ個人であり、その多様性と個別の能力を尊重した学修環境が確保される必要がある（日本国憲法第 11 条：基本的人権の尊重、第 13 条：個人の尊重など）。一方で、学生と教員の関係には、評価する側と評価される側という関係性の勾配が存在しやすく、学生が意見や疑義を表明しづらい状況が生じ得る。そのため、教員は自らの発言や行為が学生に与える影響を常に自覚し、学生の権利を侵害しないよう配慮するとともに、多様性に配慮した学修環境の整備に努める。

学生から教育内容や評価に関する疑義が生じた場合、教員は学生の意見を真摯に受け止め、誠実かつ説明責任を果たす対応を基本とする。その際、教員は自らの固定観念にとらわれず柔軟かつ受容的な姿勢で臨み、公平・公正な教育的判断に基づいた行為であったかを明確に説明する責任を負う。学生が自らの権利が守られていると実感することは、個々の教員への信頼のみならず、看護基礎教育機関全体への信頼の基盤となる。したがって、学生と教員の関係において、教員の役割と責任が適切に果たされていることを学生が理解・納得できるよう認識のずれを確認しながら教育を実践していくことが求められる。

2. 学生の学修に関わる教育者等の責務と基本的姿勢

学生の学修に関わる教育者等は、看護基礎教育機関の教職員にとどまらず、実習における指導者、医師やリハビリテーションスタッフなどの各医療専門職、施設の職員など多種多様に存在している。それぞれ、各施設の役割・責務・権利があることを踏まえ、学修に関わる人々や施設と連携を取り教育活動を実践する。

学生の学修に関わる教育者等は、物的環境のみならず、学生が一人の人格を持った学修者として尊重されていることを実感できるような環境を調整し、保持する役割がある。それによって学生は自己の可能性を信じながら学修を進めることが可能となる。そのため、学生の学修に関与する教育者に求められる基本的姿勢とは、教育の場において、学生の立場が正当に理解され、受容され、尊重され、そして認識される¹という人間理解の基本条件に基づき、形成される必要がある。また、看護実践の学修において、教員自らがモデルとなり、学生や看護の対象者を尊重し、倫理原則を踏まえて行動する姿を学生に示すことは極めて重要になる。

1) 教員

教員は、看護基礎教育機関において看護学を教授する者として、「教育の倫理」と「看護倫理」の双方を備え、学生の権利を尊重しつつ看護の対象者を擁護する責務を負う。倫理的感受性・

倫理的判断に基づいた教授活動は学生のロールモデルとなるため、講義・演習・実習などすべての教育場面において倫理的行動が求められる。また、看護基礎教育は看護の対象者、実習指導関係者・施設の職員の協力に支えられていることを踏まえ、教員はこれらの関係者に誠実に対応する。

教員は、学生が看護を学ぶ権利と看護を受ける人々の安全・尊厳の両立に配慮し、学生の特性を踏まえた適切な学修目標と指導体制を整える。さらに、国籍、性別、家庭背景などにかかわらず学生を公平・公正に扱い、個別の特性やニーズに応じた柔軟で平等な教育を提供する姿勢が求められる。併せて、教員自身も看護実践能力および教育・評価能力の向上に継続して努める。

2) 看護基礎教育機関の職員

看護基礎教育機関の職員とは、学生の生活と学修を支援する者である。教務課等をはじめとする事務局、心身の健康面を所掌する健康管理室、学生の悩み相談に応じる学生相談室等の部署において、それぞれの役割と責務に基づいて業務を行う。学生の学業や健康面、家庭の経済状況、家族関係等の個人的な情報を幅広く扱い、近年では教学マネジメントにおいて学生個々の成績を経時的に詳細に分析することから、個人情報に触れる立場にある。教員は、各部署の所管事項を知り職員との連携により学生を支援するが、この際、職員は守秘義務を遵守し、教員は必要以上に学生のプライバシーを侵さないよう留意する必要がある。

3) 実習指導者

実習施設とは、看護基礎教育機関の実習施設として指定されている施設、あるいは指定されてはいないが実習病院の要件を備えている施設である。実習指導者とは、看護基礎教育機関の実習施設で実習指導にあたる者である。実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者である。

実習指導者は、実習施設において直接的に学生を指導するだけでなく、看護倫理に基づいた看護実践のロールモデルとなる。したがって、教員は、実習目標や実習の展開方法等について理解を求め、協働して教育活動を行うとともに、学生の倫理的感受性・倫理的判断を育む実習施設となるよう日頃から関係性を深め、共に教育の倫理や看護倫理について研鑽する。

4) 実習指導関係者・施設の職員

実習指導関係者・施設の職員とは、看護基礎教育機関の実習施設に所属する、さまざまな専門職者と施設の職員である。実習施設において、それぞれの専門性や役割、責務に基づいて看護の対象者のニーズに応えている。学生は実習を通して、彼らの専門性や業務内容を知り、さらに、看護の対象者への関わりから職業人ならびに専門職としての倫理的感受性・倫理的判断を学ぶ。したがって、教員は、実習指導者等を介して、実習への理解と協力を求める。

3. 看護基礎教育の実践における倫理原則

看護実践は、その人にとっての最善のケアを見出すために「看護職の倫理綱領」²を基本に、看護実践の倫理的概念の核となる患者又は利用者等の看護の対象者を中心に様々な視点から

考え、検討し、判断が為される。看護職はこのプロセスにおいて、医療の倫理原則に則りながら看護を実践している。また、日本看護協会²は看護実践における倫理的概念の中でも、看護職の倫理的意思決定の基盤となる主なものは、アドボカシー、責務、協力、ケアリングであるとした。

看護職を育む看護基礎教育機関において、教員は、学生が将来看護職となっていくために、看護の対象者への理解力を高めることでその人の尊厳（人権）を尊重する意識の涵養に務める。あわせて、最善の看護を導くための倫理的な看護実践に至るよう、自律的で論理的、且つ柔軟な思考力と判断力を培うことで個別性豊かな看護が創造でき、さらに具現化できる実践力につながるよう育んでいく。

教員は、これらの看護教育実践の基本を、倫理原則である善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性、機密保持に置く。さらに、看護の責務として「看護職の倫理綱領」²における行動指針を踏まえながら、学生が人々の生命を第一義的に捉え、人々の人権を擁護する観点にたったアドボカシーとしての代弁者的な役割として、またチーム医療における協力・調整する役割を担う者として、ケアリングの倫理に準拠しながら、学生の倫理的感受性・倫理的判断を培うことができるよう支援する。

4. 学生の学修に関わる教育者等・組織の資質向上に対する努力

1) 学生の学修に関わる教育者等

人口構造の変化に伴い医療は高度化・複雑化し、IoT（Internet of Things）やAI（Artificial Intelligence）により医療技術の進歩を加速させ、連続的且つ非連続的な改革を生み出している。また人々の保健医療ニーズは多様化し、自分らしく生きるという個々人の価値観が尊重される医療の質が重視されるようになった。変動する社会環境や個々人の意識・認識の変化に応じて、看護職は質の高い看護実践と医療チームにおけるリーダーシップを担っていくこと、多様な医療・療養の場で、人々のニーズに合った看護を創造的に実践することのできる高い看護実践能力が求められている。

教育者等は、社会から求められる看護職を育成するために、①時代や国・地域、宗教などを越えても変わらない普遍的な看護の本質を深化させ思考すること、②社会の革新に応じた医療の進展や、新たな看護実践について実践的に学んでいくことが求められる。教育者等がこれらを探究する必要性とは、看護が実践の学問であるため、看護の学的普遍性だけでなく、医療・療養の場にある人間関係により発現する看護の実践を教えることが求められるからである。それは教育者等として、個々の学生に対する教育の質を保証し、教育の責任を担うことになる。

着実に、地道に学ぶ、という営みは、看護専門職として常に学び続ける姿とも言え、この向上心の実践が教育者等の資質を支える基盤となる。さらに看護という対人援助の専門職を育成することから、教育者等には豊かな人間性や包容力、人としての成熟性に向けて尽力できる力が求められる。このような資質を培うことは、豊かな教養に基づく専門的知識を生かした実践的な教育力の獲得につながっていく。

2) 学生の学修に関わる組織

学生の学修に関わる教育者等は、自らの教育活動を通して学生の倫理的感受性・倫理的判断を育むとともに、所属する看護基礎教育機関および実習施設の組織全体として倫理的な環境づ

くりに努めなければならない。具体的には、教職員や実習指導者等一人ひとりが教育者としての倫理的責任を自覚し、学生や看護の対象者に対する尊重・公平性・誠実さを貫くことで、組織全体の信頼性とインテグリティ（誠実さ）を高めることが求められる。

また、看護基礎教育機関や実習施設が倫理原則や価値観の対立といった倫理的課題に直面した際には、組織として迅速かつ公正な対応を行う体制を整備し、透明性のある運営を推進する必要がある。教育活動における倫理指針を教職員や実習指導関係者全体で共有し、継続的な研修や教育を通じて組織内での倫理意識の維持・向上に取り組むことが、学生のみならず地域社会からの信頼につながっていく。

¹ Noddings, N. (1992). *The Challenge to Care in Schools: An Alternative Approach to Education*. Teachers College Press.

² 日本看護協会(2021). 看護職の倫理綱領. https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/statistics_publication/publication/rinri/code_of_ethics.pdf

第三章 看護技術の実施における配慮

看護基礎教育においては、看護技術の適切な修得が臨床実践力の基盤を形成するものであり、その教育は倫理的配慮と安全の確保を要件とする教育的責任の一環である。とりわけ、資格を有さない学生が臨床や学内において看護技術を実施する際には、看護の対象者および学生双方の権利と尊厳を保障する視点が不可欠である。本章では、実習および学内演習における看護技術教育に際し、倫理原則に基づいた実践的意義と具体的な配慮事項について述べる。

1. 実習における配慮

1) インフォームド・コンセント

資格を有さない学生の看護技術の実施については、自律尊重の原則に基づき、教員および看護師等が実習の必要性や実習内容、安全管理体制等について十分な説明を行い、看護の対象者自身の自由な意思決定を尊重した上で、対象者（未成年あるいは対象者の意思確認ができない場合は家族）に対して文書で同意を得ることが望ましい。説明にあたっては、対象者が十分に理解した上で自由に意思表示できるよう配慮することが重要である。また、口頭で同意を得た場合であっても、その旨を実習施設の記録に残し、同意取得の経緯を明確にすることが必要である。なお、学生が受け持つことについて包括的な同意を得た場合であっても、対象者の自律的な意思決定を尊重し、学生が看護技術を実施する際には毎回口頭で同意を得る必要がある。

2) 当該実習における学生の看護技術の実施水準の明確化

学生が実施する看護技術は、無危害および善行の原則に基づき、看護の対象者に不要な危害を加えることなく、対象者の福祉と安全を最優先に考えた上で、学修状況が十分で実習目標に沿った適切なものでなければならない。学生の看護技術の実施に関しては、「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」³により、①教員や看護師等の助言・指導により学生が単独で実施できるもの、②教員や看護師等の指導・監視のもとで実施できるもの、③原則として看護師等や医師の実施を見学するもの、の3つの水準が示されているが、①②の範囲/水準は、学生の準備性、実習目的によって異なる。よって、看護基礎教育機関は各看護学実習において実施が期待される看護技術の種類と水準を学生および実習施設に明示し、学生が水準以上の実施を行うことによって事故が起り対象者に不利益を与えることや、逆に適切な学修機会を逸することがないように努める。

これにより、看護基礎教育機関による看護技術の実施水準の明確化は、学生と対象者の両者にとって公平で適切な機会と安全が確保され、正義の原則にも資するものである。また、看護基礎教育機関は、各看護学実習において実施水準①②と示した看護技術について、学生が実践可能な修得レベルにあることを事前に確認し、対象者にとって善行かつ無危害となる技術の実施ができるよう準備を整える責任がある。

3) 看護技術の実施の適否の判断

2) に示す①②の看護技術であっても、看護の対象者の状態や学生の技術修得状況等によっては、看護師等の実施に比べて学生による実施が対象者の安全・安楽を脅かす場合もあるため、無危害および善行の原則に基づき、教員および実習指導者は慎重に判断を行う必要がある。具

体的には、対象者が学生の看護技術によって大きな心身の侵襲を受ける状況にないか、学生の看護技術は安全かつ安楽に遂行できる修得レベルであるか、学生は援助を受ける対象者の状態や看護技術の実施による影響について理解しているか、エビデンスを踏まえたケア計画を立案しているかを確認し、実施の適否を判断する。

また、対象者が学生による看護技術の実施に同意しているかを確認することで、自律尊重の原則が確保され、さらに対象者と学生・家族の人間関係に問題がないかを確認することも重要である。看護技術の実施には教員または実習指導者が立ち会い、学生の看護技術と対象者の変化に常に注意を払い、必要に応じて支援・助言や中止指示を行うことで、安全で安心な実施を保証する。この際、教員・実習指導者の看護技術の力量を適切に確保し、十分な指導体制のもと誰もが公平に安全なケアを受けられるようにすることは、正義の原則にも合致する。

2. 学内演習及び学内実習における配慮

学内演習・学内実習における看護技術教育においては、学生が対象者役および看護師等の役となって看護技術を修得する場合があるが、無危害の原則をふまえ、心身の侵襲性が高い看護技術やプライバシーを損なう看護技術の実施にあたっては、人体への直接実施が本当に必要不可欠かどうかを慎重に検討し、モデル活用などの代替手段を積極的に検討する。これにより、学生の安全とプライバシーを守りつつ、教育の質を保つことが可能となる。

1) インフォームド・コンセント

心身の侵襲性の高い看護技術、プライバシーを損なう看護技術を学内演習・学内実習で行う場合には、自律尊重の原則に基づき、学生に対して、履修と学修内容をもとに看護技術を学内で行うことが必要不可欠である理由、具体的な展開方法、安全やプライバシーを保護する方法、拒否する権利とその提示方法、などについて十分な説明を行い、学生の自由意思を尊重し個々に同意を得る。説明の際には、学生が質問や拒否を申し出ることができる期間を考慮し、余裕をもって実施する。学内演習・学内実習における看護技術の実施は、教育上必要不可欠であるが、学生が健康上の理由や苦痛の恐れにより看護技術の実施を拒否した場合は、正義の原則に則り、学生の学修する権利が損なわれることのないよう代替的な教授方法を検討し、差別や不利益が生じないように十分に配慮する。また、その際、教授方法の工夫については事前に当該学生の了解を得ることで、自律尊重も徹底する。

2) 看護技術の安全な実施の保証

心身の侵襲性が高い看護技術の学内演習・学内実習においては、無危害および善行の原則に基づき、学生の安全と安心を最優先に考え、適切な教員配置を行い学生の行動に目が行き届くよう指導体制を整備する。また、実施中も適時のオリエンテーションを行い、学生が一人で危険な行為を行わないように指導する。さらに、個々の学生の知識・技術修得状況に合わせて、事前に知識や技術の確認を行い、安全な実施を徹底する。これにより、すべての学生が公平に安全な学修環境のもと学べるよう配慮し、正義の原則の実現にもつなげる。

³ 厚生労働省(2003). 看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書.

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0317-4.html>

第IV章 暴言・暴力、ハラスメント等の防止

看護基礎教育の場において、学生は教員をはじめとする多くの人々と接しながら成長していく。しかし、その場面において学生は学修者であるという立場から、暴言・暴力、ハラスメント（以下、ハラスメント等とする）の被害に直面し、その学修を阻害される可能性を有している。本章では、学生の学ぶ権利を擁護するため、ハラスメント等が生じやすい環境への理解と加害防止に向けた取り組みやその対応策の必要性について述べる。

1. 暴言・暴力、ハラスメントが生じやすい環境について理解する必要性

人を対象とした実践の科学である看護学を学ぶ過程においては、ハラスメント等が生じやすい環境であることを、教員や実習指導関係者は理解したうえで教育指導に当たる必要がある。なぜなら、看護基礎教育においては、生命の尊厳に直結した人材の輩出という「専門職養成」という使命から、学生に対しても厳しい指導や評価を行いやすく、これらはハラスメント等をするという意識を低下させる可能性がある。看護基礎教育は実習などの少人数教育や個別指導も多いため、ハラスメント等の被害が表出されにくく、時に隠蔽されてしまう可能性もある。

また、ハラスメント等は学生に「自分が悪いのでは」という気持ちを抱かせる可能性もある。学生が過度に自責を抱くとハラスメント等の不当な扱いに対する認識を妨げてしまい、自己価値の低下を招き、学生の将来の可能性を狭めることにもつながりかねない。学生が安心して学びを深めるためには、学生・教員・実習指導者それぞれがハラスメント等が生じやすい環境におかれていることを理解しておくべきである。また、SNSを含むソーシャルメディアの環境においても同様の可能性があることも理解しておく必要がある。

2. 暴言・暴力、ハラスメントによる加害の防止

実習を含めた看護基礎教育の場においては、ハラスメント等に関する意識啓発と環境づくりが重要となる。そのために、教員・実習指導者は常に意識と注意を払い、教育に当たることが望まれる。

教員・実習指導者は、ハラスメント等に対する意識は年代・性別・地域・生育環境その他さまざまな背景要素により大きく異なることをよく理解する。また、ハラスメント等にはそのものが不快と感じる物言いや叱責・恫喝、謂れの無い身体的な暴力や無視・無関心等が該当することを意識しておく必要がある。また、ハラスメント等は教員・実習指導者から学生に対するものだけでなく、学生同士や学生から教員・実習指導者に対しても起こりうる可能性があることを理解しておく必要がある。そのために、教員・実習指導者は、教員・学生間、学生同士でのハラスメント等に対する認識のずれをなくすための相互の情報共有が必要であり、教員・実習指導者は、ハラスメント等に対して看護基礎教育機関が策定したルールを熟知し、学生に周知徹底する。教員・実習指導者は、ハラスメント等について学生が相談しやすい環境を整備するとともに、ソーシャルメディア等の匿名性が高く、真偽が定かではない情報を拡散させる要因対策のため情報リテラシーに関する教育体制の構築を検討する。加えて、学生間での過度な同調圧は心理的な圧迫を生じやすく、ハラスメント等の温床となる可能性がある。

実習においては、看護の対象者やその家族が学生へのハラスメント等の加害者となる可能性もあり、教員・実習指導者は実習場面において注意を払う必要があるとともに、実習指導者・

実習施設の職員・看護管理者もまた学生の実習指導におけるハラスメント等に関する意識啓発を図り、倫理的感受性・倫理的判断を高めるための職員教育や対策を講じる努力が必要である。

3. 暴言・暴力、ハラスメントの発生への対応

学生・教員がハラスメント等を受けたと感じる場合には、看護基礎教育機関は速やかにその申し出を受け、調査・調整に取り組む。その際、学生・教員間でハラスメント等が疑われる場合の調査では、どちらを善悪とするかに焦点を当てるのではなく、「学生にとってより望ましい環境の整備」という観点から調査・調整を行う必要がある。

4. 看護基礎教育機関としての体制構築の必要性

実習は看護基礎教育機関が実施する授業科目であり、その実施については教育機関が責任を持って行うことになる。このため教育機関は、実習の計画や実習施設との調整、評定方法、学生への事前・事後指導や実習期間中の学生や教育機関との連絡体制の整備等に努める。

教育機関はハラスメント等の被害の発生を想定し、学生や教員が直ちに相談できる相談窓口や連絡体制を構築するとともに、当該相談体制について事前に周知しておく必要がある。実習施設においても同様に相談窓口や連絡体制を実習開始前に構築し、学生・実習指導者が安心して実習に取り組める体制を構築しておく必要がある。

5. 被害時の対応における倫理的配慮

1) 学生の学ぶ権利・環境の保証

看護基礎教育機関は、ハラスメント等により「学ぶ権利」が害されるものではないことをあらゆる時点で学生に対して示しておく必要がある。しかし、万が一の被害の発生を想定し、組織による調査・調整に従い、学生の学ぶ権利が保証されるよう、教育機関は努めて行かなければならない。また、教員・実習指導者が被害者となった場合についても、同様に教育機関はその人権を保護するよう努めなければならない。

2) 実習における看護の対象者からの被害における対処

実習において、教員は学生に対するハラスメント等に対して常に注意を払い、被害が発生した場合には、学生を保護しつつ、所属する看護基礎教育機関、実習施設に対して速やかに報告・相談を行う。被害学生に対しても、心身の被害状況を速やかに確認し、適切な処置を実施する。また、実習指導者も同様に、学生に対して常に注意を払い、被害が発生した場合には、直ちに学生を保護し、教員の所属長へ報告を行う必要がある。教育機関等からのハラスメント等に関する調査についても協力する。ハラスメント等の対応にあたっては、被害者への支援に加え、加害者に対する対応の在り方についても今後は検討していく必要がある。

3) 二次被害の防止

看護基礎教育機関や実習施設は、ハラスメント等の被害者に対して、学びの継続を保証するとともに被害により派生しうる二次被害の防止に努めなければならない。特に、フラッシュバック等の精神的被害が想定される場合には、適切な医療機関や関連施設との連携を図りながら、被害者ケアを継続的に支援していく必要がある。

第V章 個人情報の保護

看護基礎教育では、学生や看護の対象者などの個人情報を多く取り扱うため、その適切な管理が求められる。近年の情報化社会の進展や、教育現場における電子媒体・情報通信技術の活用拡大に伴い、個人情報漏洩のリスクは一層高まっている。

本章では、教育現場における個人情報に対する適切な管理と、その倫理的責任について指針を述べる。個人情報は、個人の生活や健康に深く関わるものであることから、倫理的にも法的にも厳重な保護が必要である。教育現場においては、これらの情報の性格と重要性を十分に理解し、適切に取り扱うことが求められる。

1. 個人情報保護の重要性とその必要性

1) 個人情報とは

個人情報の適切な管理は、看護基礎教育の信頼性を維持し、学生および看護の対象者の尊厳を守るために不可欠である。教育現場で取り扱う情報は、個人の生活や健康に深く関わるため、倫理的・法的観点からも十分に配慮した管理が求められる。そのため、個人情報保護に関する方針を明確にするとともに、その適正な取り扱いの重要性を再認識し、看護基礎教育における倫理的責任を果たすことが求められる。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、個人情報保護法とする）において、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であり、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるものを指す（個人情報保護法第2条第1項）。また、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報をいう（個人情報保護法第2条第3項）。

また、このような個人情報の保護は、看護職に課された法的義務としても位置付けられている。例えば、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号第42条の2）においては、保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなくその業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないと規定されており、この守秘義務は看護職がその職業を通じて知り得た個人情報を保護する法的根拠となる。

2) SNSにおける個人情報の問題と対処

SNS等のインターネット上で情報を発信する際は、匿名性が高いため、事実とは異なる情報が拡散されることが懸念される。こうした情報の拡散は、当事者のプライバシーを侵害し、心理的な負担や圧迫感を生じさせる可能性がある。このような問題に対処するためには、看護基礎教育において情報リテラシーの育成が必要である。例えば、SNS利用時の注意および発信内容の事前確認を促す指導、具体的な事例を用いたケーススタディの実施、プライバシー保護に関する倫理的・法的知識の修得が求められる。

また、教育者等においても、情報リテラシーおよび個人情報保護に関する知識と倫理的感受性・倫理的判断を継続的に更新し、学生の模範となる行動をとることが求められる。この

ような教育を通じて、学生が SNS 等を利用する際に他者の個人情報を適切に取り扱い、倫理的判断に基づいた行動が取れるよう支援していくことが重要である。

3) 学生の個人情報保護について

学生の個人情報は、公の場（学内掲示板、ホームページ等）において公開しないものとする。なお、SNS 等の不特定多数が閲覧可能な媒体もこれに含まれる。ただし、再試験等の対象学生に対する連絡が必要な場合には、学生番号等の個人を特定しにくい情報を用いて掲示を行うことがある。また、学生の記録物やレポート等も原則として公の場での公開を行わない。ただし、教育上の必要が認められる場合には、個人情報を伏せうえて、記録物やレポート等の一部を授業等で紹介・参考資料として使用することがある。学生が開示を望まない情報（自身の病気や障害、家族に関連する情報など）を公の場では公開しない。ただし、演習や実習等において学生にとって有益であると判断される場合には、事前に学生の同意を得たうえで、個人情報の保護に配慮しながら、これらの情報を適切に活用することがある。

4) 情報管理の徹底

学生の個人情報に限らず、教育現場で取り扱う全ての個人情報は、紙媒体、電子媒体を問わず、いかなる形態であっても原則として公開しないものとする。個人情報を含む記録物やデータについては、適切な暗号化または封印を行い、安全な管理体制を徹底することにより、外部への漏洩を防止する。情報管理においては、物理的および技術的なセキュリティ対策を講じるとともに、漏洩や不正アクセスを防止するための継続的な点検と改善を行い、高い安全性を維持する必要がある。

さらに、情報漏洩などの事故が発生した場合に備え、迅速かつ適切に対応できるよう、教育機関として組織的に対応するための体制と手順を整備しておくことが求められる。体制の整備により、事故発生時にも学生の権利や安全、および教育機関の組織倫理を守ることができる。

2. 実習等における看護の対象者の個人情報保護

実習等で取得した看護の対象者の情報は、学生自身が適正かつ安全に管理をする必要がある。例えば、対象者の診療録、処方箋、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録等の実習時に取り扱う情報は、公の場において公開しないものとする。また、実習等で記載する対象者の個人情報、看護過程に関する記録、レポート等についても、公の場での公開を行わない。

実習等においては、対象者に関する個人情報を取り扱うため、その保護に十分な配慮が必要である。実習等における個人情報の取り扱いの詳細は、看護基礎教育機関で規程等を整備することが望ましい。また、学生が個人情報保護の重要性を理解し、倫理的な行動をとることができるよう倫理的感受性・倫理的判断を育むことが重要である。しかし SNS 等を通じた情報発信が日常化しており、個人情報の取り扱いに対する意識が希薄になりやすい状況にある。そのため、教員は実習等の記録における匿名性の確保や個人情報の守秘に関する指導を徹底するとともに、学生の情報リテラシーを高める教育を継続的に実施することが求められる。

第VI章 看護基礎教育における倫理教育

この章では、看護基礎教育における倫理の教育として、倫理を実践、具現化するために、教育者等と学修者にとって基盤となる倫理的感受性と倫理的判断に焦点をあてる。

倫理的感受性が基盤として必要なのは、倫理の理論的背景や看護職の倫理的規範等々を学ぶにあたり、事象や出来事を感性としてとらえることが重要なためである。また、倫理的感受性に引き続き倫理的判断は存在するため、この両者を取り上げ、教育の対象、および教育内容と方法について概括的に述べる。

なお、方法等において目安となるよう概括ではあるが具体的に記述している。しかしながら、この他に多様な内容・方法等があることも申し添えたい。

1. 倫理的感受性・倫理的判断とは

看護基礎教育における倫理の必要性については前述されているが、その倫理は、観念的に存在するだけではなく、さまざまな教育の事象や場面でそれを体現することが必要である。その体現にあたっては、教育者等、学修者の双方ともに、看護基礎教育の場の事象や場面において、まず、これは倫理的な状況だ、課題だと感じ取ることが大変重要である。この感じ取ることが、倫理的感受性である。この能力には、その事象について、内容の良し悪しや、価値の視点から、どのように対立しているかなどを認識する能力も包含している。

また、倫理的感受性によって、感じ取り、認識したことについて、自らの考えで、その良し悪しを吟味し、どうしていくことがよいかを決定することは倫理的判断となる。したがって倫理的判断は倫理的感受性の基にある。

また、この倫理的感受性が医療職者に特に重要なのは、医療の事象が生命に関わる、苦痛や苦難をもたらすことが多く、倫理的な課題を感じ取ることができるか否かは、その対処の第一歩に大きな相違をもたらすからである。

この倫理的感受性は、人間の持つ能力として、どの人にも、どのような状況でも備わっていると信じたいが、必ずしもそうとはいえない。特に、災害や人為的に生じた危機的状況などでは心身への過酷な状況が続き、この感受性が鈍磨してしまうこともある。そのような状況下では、倫理的感受性、それに続く倫理的判断がいつも通りに働かないことを留意しておく必要がある。しかしながら、いつも通りに働かないことに対し、人間の能力の限界とあきらめず、「苦悩」として受け止めることにより、改善に向かうことができると思われる。医療職者育成をめざす看護基礎教育では、災害時や急激で過酷な状況での対処への教育は必要であり、倫理的感受性・倫理的判断の必要性と共に、感受性の鈍磨についても十分に留意が必要である。

2. 倫理的感受性・倫理的判断の対象者

看護基礎教育で倫理的感受性・倫理的判断について、その能力が必要である対象者と影響を受ける人について以下に述べる。

- 1) 看護基礎教育に携わる教育機関、教育者等、教育することに関わる組織と人のすべてに必要である。
- 2) 看護基礎教育を受ける学修者、学修者を支える家族にとっても必要である。
- 3) 特に、直接的に看護基礎教育を行う教員、実習指導者、学修者は、この教育に取り組む当

事者として必要である。

- 4) 倫理的感受性の基にある倫理的判断によって、多様に影響を受ける患者・利用者・その家族にとって重要である。
- 5) 専門職者として活動する教育者等、未来の専門職者となる学修者の考え方は、社会に影響を及ぼす。SNS、情報操作を含む社会の多様な出来事に影響を及ぼすため、広い意味で、これらの考え方も対象といえる。

3. 倫理的感受性・倫理的判断を育み高めるために

「倫理的感受性」は、倫理的に、あれ？おかしい？と気づくことであるが、これは、人間であれば誰でも同じように備えているものではなく、一人ひとり相違している。同じ出来事、事象に直面しても、誰も同じに感じるわけではない。また、その出来事や事象も多面性を含んでいるため、感じ取ることは、状況によっても変わるなど、より多様性及び多面性を含むことになる。

この倫理的感受性は、生まれ持った資質よりは、成長過程において家庭や周囲の人々、学校生活、地域での暮らしを通して身についていくのではないと思われるが、より高めるためには、多様な場で意図的な教育として取り組むことが必要と思われる。

また、倫理的感受性はその人自身が気づき、感じ取るものであり、知識で理解すればわかる、覚えるものではない。様々な体験や経験、周囲の人々との触れ合いや会話、読書や多様なメディアを通し、自身で感じ取り、考え、感受性の能力として獲得していく。したがって、これらの多様な機会を意図的に増やすことは大切である。さらに、自身の倫理的感受性が独りよがりにならないために、自身の感受性と他の人との相違を意識することも必要である。

倫理的感受性に続く倫理的判断は、直面している事象が倫理的な観点で何らかの課題が起きていると捉えた事象に対して、倫理的視点で判断することであり、看護における臨床判断の中の1つでもある。そのため、この判断にあたっては、必要な情報を収集し、分析して判断をする思考プロセスは必要である。情報と収集に関しては、多面的で真実、公正であることが必要であり、偏向的な視野、価値規準、思い込み等に基づいてはならない。SNS等の情報と収集は、最新で、利便性も高いが、偏向の危険性が指摘されることも多くあり、活用にはより十分な留意が必要である。これらの多面的で真実、公正な情報を分析・判断していくにあたり、自らの判断には何らかの規準、規範が必要となる。この規準、規範を自ら獲得する過程は以下のものがあげられる。成育過程での家庭や日常の暮らし、友人や書籍、メディア等の影響から、自分の倫理的な規準、規範を作り上げる。特に昨今はSNSを含む多様なメディアの影響が大きい。また、学校教育や多様な場での研修会等があげられるが、専門職者としての倫理的判断の育成は、特にこれが必須である。

この倫理的判断の規準、規範を自ら創りあげていくために、倫理的な知識は重要である。様々な研究、哲学・倫理学者の見解、宗教の考え方等を知ること、歴史的な背景から求められてきた人間が生きていくうえで、より善いこと、より正しいことなどの原則等々、これらの基盤をもとに自らの判断規準を創ることが重要である。多くの方が良いと言っているから自らも良いと判断するようなことではなく、物事の判断を倫理のもつ本質・原則的なことから、自らで判断できるように創りあげる。また、その「倫理的判断」が独りよがりになっていないか、複数の事例を通し他者と討論しながら、自身で繰り返し吟味し、さらにそれを継続的に行うことが

必要である。

医療の場におけるこれらの能力は、生命や人間の尊厳につながることも多くあるため、これらの能力の育成とそれを高めていくことは重要である。

4. 倫理的感受性を活かした看護教育実践（講義・演習・実習・課外・社会・家庭）

倫理的感受性・倫理的判断を看護基礎教育でどのように取り組むかについて、以下の 1) ～ 4) の観点から例示を述べる。

1) 講義・演習

- ① 倫理のリテラシーを高めるために、倫理に関する歴史的背景、思想の中で扱われてきた倫理の知識、倫理原則、倫理を考える理論的基盤、国や文化・宗教によって変化する倫理の考え方等を十分に教育する。
- ② 看護学の本質、対象の理解の基盤に「人間を大切に考える考え方」「弱者に向けるまなざし」を大切にすることを取り上げる。
- ③ 専門職者のもつ「深い知識、正しい技術、適切な態度」を修得することが倫理として重要であることを教育する。
- ④ 教員、実習指導者、学修者、各々が感じる「倫理」とは何かを自由に話し合い、各々の考え方、感じ方の相違を知り、その後の倫理的判断にも相違があること、また、それらをそれぞれ大切にすることを学び合う。
- ⑤ 教員、実習指導者は教育への倫理的な姿勢として、教授内容の充実と精度を上げるよう継続的に取り組む。
- ⑥ 社会情勢の中に潜む倫理的な課題を教材として取り上げ、多様な見地から、倫理的感受性、倫理的判断を検討し、モラルハザードに対するモチベーションをあげる。

2) 実習

- ① 対象者（患者・利用者・家族）に対して、教員、実習指導者、学修者とも、パターン化せず、一人ひとり違う対象者、状況として認識し、それぞれの価値を大切にした看護を主体的に行う。これらは実習において学修者だけではなく、教員、実習指導者にとっても必要である。また、教員、実習指導者はそれらを体現する看護の見本を示すことも大切である。
- ② 学修者は正しい知識・技術を活用してアセスメントを行うが、教員、実習指導者も行い、その事象の捉え方が教員、実習指導者、学修者で相違があることも確認し、見方の多様さを双方で学び合う。
- ③ カンファレンス等で、実習で起きている事象についての倫理的課題について取り上げ、それぞれの感じ方の違い、また、自らは気づけなかったことを他者から知る機会を持つ。
- ④ ③を通し、教員、実習指導者、学修者それぞれが感じ方の違いを大切にし、倫理的感受性の多様さを認識するとともに、自らの感受性を自身でフィードバックする。
- ⑤ 医療を提供する側の倫理的感受性・倫理的判断が医療を受ける側に影響することを学修者が具体的事例を通して学ぶ機会をつくり、医療者のモラルハザードの重要性を伝える。
- ⑥ 教員、実習指導者は、医療には倫理的課題が多く潜んでいることを学修者に実際の事例から伝え、自らの倫理的感受性・倫理的判断の具体例を示す。

3) 課外

- ① 教員、実習指導者と学修者の関係、学修者の友人関係等で、日常的、かつ常時、相手の尊厳を大切にする姿勢を伝える。
- ② 学修者に、相手と自らが感じていることに相違があるかもしれないことを意識し、どちらも大切にするにはどうしたらよいかを考えてもらう。
- ③ 学修者が医療に関わる出来事や看護学の内容で倫理に関することに興味関心を持ってもらうために、教員も自ら興味関心を持つ。

4) 社会・家庭

- ① 社会で起きている倫理的な課題と思われる事象を取り上げて話し合うことを試みる。それを教員、学修者で話し合い、捉え方に違いがあることも認め合う等、倫理的課題を話し合うことに慣れる。
- ② 家庭においても、できるだけ倫理的課題について家族で話し合う等を推奨し、家族内で倫理的な感じ方、倫理的判断に相違があること、それを認め合う必要性があること等の話をする大切さを伝える。
- ③ SNSを含むメディアや情報発信に対して、倫理的感受性・倫理的判断を活用して情報モラルを高める必要性を具体的に繰り返し伝える。

「看護基礎教育における倫理指針」作成組織

(令和8年3月現在)

■担当委員会

2024年7月～2026年6月 倫理委員会

- ◎ 細田 泰子 (大阪公立大学)
- 水戸 優子 (神奈川県立保健福祉大学)
- 跡上 富美 (熊本大学)
- 根岸 まゆみ (静岡県立大学)
- 野島 敬祐 (京都橘大学)
- 前川 幸子 (甲南女子大学)
- 間瀬 由記 (神奈川県立保健福祉大学)
- 水引 智央 (大阪公立大学)

- 大島 弓子 (前日本看護学教育学会理事長)

2022年7月～2024年6月 倫理委員会

- ◎ 前川 幸子 (甲南女子大学)
- 吉沢 豊子 (関西国際大学)
- 跡上 富美 (熊本大学)
- 小松 万喜子 (中部大学)
- 山勢 博彰 (前日本医科大学)

- 大島 弓子 (日本看護学教育学会理事長)

◎委員長、○副委員長
—委員：五十音順—

発行元 一般社団法人 日本看護学教育学会
理事長 前田 ひとみ
事務局 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 7F
(株) 毎日学術フォーラム内
TEL: 03-6267-4550 FAX: 03-6267-4555
E-mail: maf-jane-contact@mynavi.jp